

平成31年4月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木) 午前9時30分から午前10時10分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 14名

農業委員6名

会長 1番 横山安美 2番 会長代理 石崎正彦
3番 赤井田令子 5番 山元啓嗣
6番 堀ノ内英雄 7番 入木真一

農地利用最適化推進委員8名

11番 西村正人 12番 佐藤哲夫 13番 折尾雄二
14番 加藤正博 15番 郡山信敏 16番 高野瀬稔
17番 酒匂清治 18番 反田吉巳

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 6番 堀ノ内英雄 7番 入木真一
会議書記 係長 小久保洋平

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可・進達について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さま、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座りください。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり「議案第1号から議案第3号」までの議案37件でございます。なお、来月5月の定例総会は、28日、火曜日の予定でございます。議案審議、及び転用議案に係る現地調査につきましては、1週間前の21日(火)にお願いする予定にしております。5月の4条・5条に係る調査委員会は、第5調査委員会です。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、横山会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中6名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、4月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

それでは、議事録署名委員に、6番 堀ノ内委員と7番 入木委員を指名いたします。なお、本日の書記は、事務局の小久保係長にお願いいたします。次に、日程第2議案審議に入ります。

(議長) 議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長(はい、局長) 議案第1号については、議案書の3ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、2件です。第1項は、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による売買で田5筆1, 724㎡、総額344, 800円でございます。調査委員は、西村委員でございます。第2項は、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、田3筆、2, 682㎡の総額5万円でございます。調査委員は横山会長でございます。受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) ありがとうございます。本件につきましては、地元委員に現地調査を付託してありますので、その報告を求めます。まず、第1項については、西村委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(西村委員) はい、11番 西村(はい、西村委員) 第1号第1項の現地調査及びに、4月21日に現地調査を行いました。それで、4月22日に入木委員と一緒に譲渡人に聞き取り調査を行い、確認をいたしました。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在名古屋の方に住んでおられますので電話をしようかと思っていたんですが、実家の方に母親の〇〇〇〇さんが一人で住んでおられますので〇〇〇〇さんところに行って話を聞いてまいりました。そしたら〇〇〇〇さんは病気で何もできない状態で電話しなくていいという風に話をおっしゃっていました。それで、申請地は、議案書の4ページと7ページをご覧ください。隣軒の〇〇〇〇さんところにも行って話を聞いてきたんですけど昭和43年から44年頃農地保全という国の補助で、道路と水路が右側に入った関係でその時に圃場整備し、その時にこのような形状になったと〇〇〇〇さんはおっしゃっていました。〇〇〇〇さんところは登記が済まれているということで、登記がされていない状態が現状で5筆ありますが、〇〇〇〇さんのお母さんは90歳という高齢で、あまりよく分からないとのことでした。それで〇〇〇〇さんところに話を聞いてみたら、そういうことだったようなとおっしゃってくださいました。〇〇〇〇さんところも7筆ぐらいあったそうです、昔は。それで、〇〇〇〇さんところも農業機械とか、トラクターも3台他にいろんな機械も所有されていて条件に満たされていると思いました。それと、地域のいろんな行事にも連携をとって特に問題はないと思いました。以上です。

(議長) 次に第2項ですが、私の担当地区ですので報告いたします。

(横山会長) ○○○○氏と○○○○氏の案件ですけども、31年4月22日14時に現地調査、18時50分から20時までに譲受人の聞き取り調査。4月23日に譲渡人への電話の聞き取りで売買の確認をさせていただいたところであります。申請地につきましては、議案書8ページ及び9ページをご覧くださいと思います。西麓字梅ヶ久保にある田3筆でありロータリーで耕運してある状況であります。○○○○、○○○○両氏におきましてはですね、いとこ関係であり譲渡人は熊本在住でありこちらに帰ることもないということから、いとこである○○○○氏に譲りたいということでありました。9ページの方をご覧くださいと思います。②と③が畦がなくなって1筆になっている状況であります。その隣が○○○○さんの所有する田んぼということで、ここが1枚全て1つになるということを申し上げておりました。譲受人の○○○○氏は、えびの市のプロイラーの会社に勤務されておりますけども、ひと月に15日勤務、15日は農作業をしているということで、また、トラクターを2台田植え機等の農作業に必要な機械をほとんど所有しており地域の農業者との連携もとれていることから問題ないものと判断したところであります。以上報告終わります。

(議長) 以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はありませんか。

(赤井田委員) はい、3番。(はい、赤井田委員) 第2項の○○○○さんの総額が5万円というのは、あまりにも安いと思うんですけどそのあたりの説明をお願いします。

(議長) 暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩中)

(議長) 暫時休憩から戻ります。審議の方に入りたいと思います。ご質問等ございませんか。

(議長) 無いようですので、これをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(全員はい)

(議長) これより採決いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 出席者全員賛成ですので、議案第1号については、申請どおり許可することに決定しました。

(議長) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」を議題といたします。それでは、事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長(はい、局長) 議案書の11ページをご覧ください。今回の農地法第5条に関連する申請件数は5件です。第1項、譲受人○○○○氏と譲渡人○○○○氏による申請案件で、畑1筆3,187㎡を利用して牛舎、農業用倉庫、車庫、飼料ロール置き場を設置する農業用施設用地としての転用申請であります。売買価格は64万円です。申請地は、農振区域内、青地農地でございましたので、今年2月の農振部会に諮られ、用途変更審査、公告期間を経て、農業用施設用地として用途変更の許可となったものであり、立地基準を満たしていることから、許可相当と考えております。第2項は、譲受人○○○○氏、譲渡人○○○○氏による申請案件で、進入路を設

けることを目的とした転用申請であります。申請地は既に転用許可している住宅用地への町道からの進入路が狭小であることから今般申請に及んだものであります。申請面積は、畑3筆、合計125.27㎡、売買価格は30万円です。申請地は用途区域内にあり、第1種住宅地域であります。第3項は、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人は〇〇〇〇氏による申請で、農家住宅を目的とした申請であります。申請地に隣接して畜舎があり、その管理等が容易であることから申請に及んだものです。申請面積は800㎡、畑1筆、であります。農地区分は第2種農地であります。第4項でございます。譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による祖父と孫間の使用貸借案件で、牛舎、農業用倉庫、車の回転広場、農業用資材倉庫、家庭菜園について、既に平成24年頃から使用しており、今回追認として申請されたものです。農地区分は第2種農地であります。続きまして、第5項であります。議案書は13ページであります。譲受人は〇〇〇〇氏、譲渡人は〇〇〇〇氏による親子間の使用貸借案件です。牛舎、堆肥舎、農業用倉庫、飼料ロール置き場、牛の運動場として平成8年頃から使用されており、今回に追認として申請されたものです。農地区分は第2種農地であります。追認申請ではありませんが、第4項、第5項ともに、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上であります。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に現地調査を付託してありますので、調査内容の報告について、山元委員長にお願いします。

(山元委員長) はい、5番 山元 (はい、山元委員長) 議案第2号第1項～第5項について、4月18日の午後1時30分から山元、高野瀬、酒匂委員及び事務局で調査をしております。まず第1項につきましては、転用目的は牛舎、農業用倉庫、飼料ロール置場であります。申請地は議案書の14ページをご覧くださいと思います。配置図については、17ページの方をご覧くださいと思います。ここにつきましては、畑かん受益地でありましたけれども除外協議が既に済んでいるという状況でございます。申請地は農業振興地域内で、農用地区域となっており地域住民周辺農地にも影響がないということで問題のないものと判断をいたしました。つづきまして、第2項については、転用目的については進入路でございますけれども、3月の定例農業委員会総会の議案第65号第2項で承認された土地分譲敷地への進入路の拡幅となっております。18ページをお願いいたします。配置図については21ページのほうに詳しく表記されておりますけれども進入路の拡幅ということでございます。また、申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民周辺農地に影響がないということで問題のないという風に判断をいたしました。つづきまして、第3項。転用目的は、居宅、カーポート及び進入路であります。申請地につきましては、22ページの方をご覧くださいと思います。配置図については25ページの方をご覧くださいと思います。申請人は、認定新規就農者ということで牛舎の隣に居宅の住居を構えたいということでの申請でございます。申請地は、農用地区域外で、第2種農地となっており、場所的にも、周辺農地への影響がないということで問題がないとい

う風に判断をいたしました。つづきまして、第4項。第4項につきましては、先ほど説明がありましたけれども、24年頃から利用されている追認案件で、牛舎、農業用倉庫、車の回転広場、農業用資材置場、家庭菜園ということでございます。申請地については26ページの方の航空写真を見ていただきたいと思います。施設の配置図については、29ページの方に表記されております。ご覧いただきたいと思います。申請地につきましては農用地区域外で第2種農地となっております。また、地域の住民、周辺農地への影響がなく、事実申立書の提出もあるということで問題がないという風に判断をいたしました。つづきまして、第5項、同じく追認でございます。平成8年頃から、利用されている追認案件で牛舎、堆肥舎、農業用倉庫、飼料ロール置場、牛運動場でございます。申請地は、30ページの方を開けていただきたいと思います。場所は、第4項と同じところなんですけども、施設の配置図については33ページの方をご覧いただきたいと思います。ここも同じく農用地区域外で第2種農地となっております。地域住民、周辺農地への影響がないということで問題のないという風に判断をいたしました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。ご意見はありませんか。また、随行された委員さんのご意見等ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) これをもって、審議を終わってよろしいですか。(はいの声) これより採決いたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。」の第1項から第5項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 出席者全員賛成ですので、議案第2号第1項から第5項は、申請どおり許可・進達することに決定いたしました。次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長(はい、局長) 議案書は35ページをご覧ください。第1項は、借受人〇〇〇〇氏 貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆の1, 702㎡の賃貸借で、賃料年総額15俵、10年間の再設定となっております。第2項は、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆の2, 169㎡の賃貸借で、賃料年額10アールあたり玄米1俵、5年間の新規設定となっております。第3項は、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田3筆の2, 671㎡の使用貸借で、2年11ヶ月の新規設定となっております。第4項は、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆の6, 252㎡の使用貸借で、2年8ヶ月の再設定となっております。第5項は、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆の1, 925㎡の使用貸借で5年間の再設定となっております。第6項は、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆の1, 896㎡の使用貸借で、5年間の再設定となっております。続いて第7項から第30項までは、農地中間管理機構が引き受

ける中間管理権の利用権設定に関するものです。今回の中間管理事業に係る対象農地は、37ページの第7項から第30項までの24件でございまして、24件全てが、譲受人を公社といたしまして、期間については、今年6月1日から令和11年5月31日までの10年間の設定となっています。まず、第7項から第15項、第17項から第30項についてご説明いたします。第7項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の2,481㎡です。第8項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田4筆の2,903㎡です。第9項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の2,790㎡です。第10項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の770㎡です。第11項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の3,185㎡です。第12項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の2,045㎡です。第13項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の3,833㎡です。第14項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の2,082㎡です。第15項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の3,405㎡です。第17項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の2,478㎡です。第18項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑2筆の4,764㎡です。第19項、貸渡人〇〇〇〇氏で畑2筆の4,233㎡です。第20項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑3筆の8,831㎡です。第21項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の1,102㎡です。第22項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田3筆の9,662㎡です。第23項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の2,181㎡です。第24項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田4筆の4,728㎡です。第25項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆の3,794㎡です。第26項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆の4,468㎡、畑3筆の4,307㎡です。第27項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆の3,493㎡です。第28項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆の5,619㎡です。第29項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田10筆の5,679㎡、畑1筆の187㎡です。第30項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田5筆の3,645㎡です。以上23件の配分先は、利用計画公告、機構審査、県公告を経た後、2ヶ月後位に配分決定通知が公社から届きますので、直近の総会時にお渡しする予定です。以上が議案第3号第1項から第15項、及び第17項から第30項の概要でございまして、以上すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 報告が終わりましたのでこれより議案第3号第1項～第15項及び17項から30項までの審議に入りたいと思います。ご意見等はございませんか。

(異議なしの声)

(議長) これをもって、審議を終わってよろしいですか。(はいの声) これより採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項～第15項及び17項から30項までを承認されました。つづきまして、議案第16項の説明と審議をお願いしたいと思いますが、酒匂委員が「農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限」に該当いたしますので、酒匂委員の退席を求めます。

(酒匂委員退席)

(議長) それでは、事務局長より議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長) 議案書は41ページをご覧ください。第16項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆の1, 515㎡です。この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより議案第3号16項の審議に入ります。ご意見はありませんか。無いようですけども、これをもって、審議を終わってよろしいですか。(はいの声) これより採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第16項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第3号の第16項は、計画案どおり承認することに決定いたしました。ここで、酒匂委員の出席を求めます。

(酒匂委員着席)

(議長) 酒匂委員にお伝えいたします。議案第3号の第16項は申請どおり承認することに決定いたしました

(酒匂委員) はい、ありがとうございました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。これをもちまして、4月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(小久保係長) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座り下さい。お疲れ様でした。